

○ 第9回 第7原則「^{コミュニティ}地域社会への関与」について

協同組合は本来、組合員のニーズと願い（メリット）を実現するために存在している組織です。その組合員は特定の地理的空間における^{コミュニティ}地域社会と密接に結びついています。このため、協同組合は^{コミュニティ}地域社会の経済的、社会的、環境的、文化的な発展が確実に持続するように特別の責任を持っています。協同組合が^{コミュニティ}地域社会にどのくらい深くどのような形で貢献すべきかを決定するのは組合員です。

協同組合が事業を通じて組合員のための自己目的のみでなく、組合員が生活し、就業している基盤（自然環境を含むインフラ）である^{コミュニティ}地域社会の公益的目的を重ね合わせて実現する使命を保持しているのは“人びとの結合体”という本来的特性によるものです。一方で、投資家所有の営利企業が短期的利益を求めて、敏速に事業所を国内外に移動させるのは、^{コミュニティ}地域社会との結びつきが密接ではない”資本の結合体“という本来的特性によるものです。

（下線は筆者）

【第7原則】「^{コミュニティ}地域社会への関与」

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、^{コミュニティ}地域社会の持続可能な発展のために活動する。

国際協同組合同盟（ICA）は、協同組合をさらに発展させるため2020年を視野に世界的な目標や戦略をまとめた「協同組合の2020年に向けたブループリント」のなかで、「投資家が所有するビジネスモデルは現在、経済的、社会的、環境的な持続可能性の危機に見舞われている。・・・これらの危機は全て、人類のニーズよりも経済的利益を優先した事業モデルに起因している。これは、利益を私有化し、損失を社会化しようとするモデルである。」と指摘しています。これに対して「協同組合は人類のニーズを中心に据えることで、今日の持続可能性の危機に対応し、他と異なる『共有価値』を提供する。」と指摘し、「協同組合を持続可能性の構築者と位置づける」ことの重要性を強調しています。

以上のような地球的規模での協同組合の存在意義を明確にして、具体的実践面では「JA綱領—わたしたちJAのめざすもの—」の2項目に「1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな^{コミュニティ}地域社会を築こう。」と明示している点に注目する必要があります。

神奈川県が、【第7原則】を指針として個性豊かで地域の人びととの共感の輪を広げながら、組合員のニーズ・願いの実現目的と地域環境保全など公益目的をコインの表裏のように結びつけて総合JAならではの事業活動の創造に取り組むことを期待しています。